

千葉市事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（以下「条例」という。）及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第30条及び第33条に規定する事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）を設置するときは、事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置に関する事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）により事前協議を行い、市長の承認を得るものとする。

(事前協議に係る提出書類等)

第3条 前条に規定する事前協議を行おうとする者は、事前協議書に次の各号に掲げる関係書類を添付し、正副2部を市長へ提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 立面図
- (4) 用途別床面積内訳書
- (5) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所の配置図（位置図）
- (6) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所の設計図（平面図、構造図、求積図）
- (7) 大規模事業所の廃棄物等保管場所設置に関する事前協議申告票
- (8) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 市長は、事前協議書及び関係書類を審査し承認した場合、「千葉市協議済」を押印して提出書類を1部返却することとする。

(再利用対象物の保管場所設置届出)

第4条 条例第33条第2項及び規則第22条に規定する再利用対象物の保管場所設置届出は、前条に規定する事前協議後に行うものとする。

(事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置等)

第5条 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置、規模、仕様及び維持管理については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保管場所の位置

ア 事業系一般廃棄物

(ア) 敷地内に設置し、原則として幅5m以上の道路（進入道路を含む）に面すること。

(イ) 敷地の奥若しくは屋内に設置する場合には、敷地内に進入路として道路幅を5m以上確保するとともに、収集車両が切り返し、若しくは通り抜けできる余地を確保すること。

イ 再利用対象物

(ア) 屋内に設置することを原則とする。やむなく屋外に設置する場合は、第3号イ及びウに規定する仕様を遵守すること。

(イ) 原則として幅5m以上の道路に面すること。また敷地内に進入路として道路幅を5m以上確保するとともに、収集車両が切り返し、若しくは通り抜けできる余地を確保すること。

ウ 共通事項

(ア) 収集車両が安全に運行、停止及び横付けでき、かつ積み込み作業に支障がない場所であること。

(イ) 収集作業の安全が確保される場所であること。

(ウ) 保管場所前面の道路勾配は、5%以内とすること。

(エ) 保管場所周辺に駐車禁止等の措置を講ずること。

(オ) 別表1の車両規格を考慮し、保管場所を設置すること。

(カ) 保管場所の設置にあたっては、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること。

(2) 保管場所の規模

ア 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の規模は、別表2及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を参考に算定し、各建築物の規模・業種等を十分考慮しながら排出量を予測した上で適正な規模を定めること。

イ 処理施設の休止日(年末・年始を含む)、収集間隔等も考慮して適正な規模を定めること。

ウ 事業系一般廃棄物及び再利用対象物を分別整理するために必要な面積及び作業通路、容器の搬出作業のために必要な面積を確保すること。

エ 自動積込貯留方式及びコンパクターコンテナ方式等を設置する場合も、別表2及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針により算定し、設置個数については別途協議すること。

(3) 仕様

ア 事業系一般廃棄物

風雨による廃棄物の飛散流出を防止するため、原則として出し入れ部分を2m以上開口し高さ1m以上の囲いを設けること。ただし、保管場所が屋内の場合または自動込込貯留方式及びコンパクターコンテナ方式等を設置する場合はこの限りではない。

イ 再利用対象物

(ア) 風雨による再利用対象物の性質及び形状を保全する措置を講ずるため、屋根、扉、床及び囲い(出し入れ部分を2m以上開口し高さ2m以上)を設けること。

(イ) 事業系一般廃棄物の保管場所と併せて設置する場合、区切りを設けること。

ウ 共通事項

(ア) 床は、防水構造とすること。

(イ) 水洗いのための給水設備を設け、放流先に支障がないよう必要な措置を講ずること。

(ウ) 廃棄物の分別整理、容器の整理などの作業を容易に行うため必要に応じて照明設備を設置すること。

(4) その他

既存の事業用建築物において、第1号から第3号に規定する事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置が困難な場合は、立入検査等による確認のうえ市長が認める限りにおいて、一般廃棄物の種類及び量、収集回数及び収集方法等の運用により排出場所をもって保管場所に代えることができる。

(事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の維持管理及び保管方式)

第6条 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の維持管理及び保管方式については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 維持管理

ア 保管場所を設置した事業用建築物の所有者若しくは占有者又は保管場所の管理を委託された者(以下「保管場所の管理者」という。)は、廃棄物が飛散、流出し、地下に浸透し、悪臭や害虫発生などにより生活環境が損なわれないよう保管場所及びその周辺を常に清潔に保つこと。

イ 保管場所の管理者は、保管場所若しくは保管容器に汚損等が生じたときは、ただちに修復等必要な措置を講ずること。

(2) 保管方式

ア 事業系一般廃棄物の保管は、適正に分別し、原則として袋ないし簡易な容器で保管すること。

イ 再利用対象物の保管は、種類ごとに分別し、それぞれ別表3に規定する方式を採用すること。

ウ 自動積込貯留方式及びコンパクターコンテナ方式を採用する場合は、事前に市長と別途協議すること。

(保管場所併用の禁止)

第7条 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は、併用することはできないものとする。

附 則

この要綱は平成5年9月27日より施行する。

附 則

この要綱は平成17年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和5年1月10日より施行する。

(様式第 1 号)

事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置に関する事前協議書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者氏名)

千葉市事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱第 2 条の規定により、事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置について、次のとおり協議します。

建築物の名称	
代理人 (設計担当者) 連絡先	受 付 欄
住 所	
氏 名	
連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス	

(注) 千葉市事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要綱第 3 条に規定する関係書類を添付すること。

(別表 1)

車両規格一覧表 (主要車両)

	シャシ級	全 長 (cm)	全 幅 (cm)	全 高 (cm)	車両総重量 (kg)	最小回転半径 (m)
塵芥車	4 トン級	6 9 9	2 2 0	2 7 1	7, 9 9 5	6. 0
塵芥車	2 トン級	5 2 1	1 8 5	2 2 6	6, 1 9 5	5. 3
キャブオーバ	4 トン級	6 7 8	2 2 2	2 8 7	7, 9 1 5	6. 0
キャブオーバ	2 トン級	4 8 5	1 8 6	2 5 0	5, 4 8 5	5. 2

*車両は、製造メーカーにより若干規格が異なることがあります。

(別表 2)

区分	分 類	一 般 廃 棄 物				再 利 用 対 象 物
		排出量原単位 kg/m ² ・日	3000m ² 当たり排出量算定例		比 重 kg/m ³	3 0 0 0 m ² 当 たり 保 管 場 所 面 積 m ² /3 日
			重量kg/2日	容量m ³ /2日		
宿泊施設	ビジネスホテル等	0.06	360	2.4	0.15	3
	大規模ホテル(宴会場あり)	0.09	540	3.6	0.15	
事 務 所	社員食堂あり	0.04	240	2.0	0.12	2
	社員食堂なし	0.03	180	1.8	0.10	
病 院 等	診療所	0.05	300	2.0	0.15	2
	病 院	0.10	600	3.0	0.20	
学 校 等	給食施設あり	0.05	300	2.0	0.15	2
	給食施設なし	0.02	120	0.6	0.20	
文化施設	展示場・集会所等	0.04	240	1.6	0.15	3
駅 舎		0.01	60	0.4	0.15	2
そ の 他	娯楽施設等	0.04	240	2.0	0.12	2

注 1) 予測排出量に基づいて保管設備、保管面積等を考慮すること。複合用途は組み合わせて計算すること。

注 2) 廃棄物の貯留日数は休日を考慮して最低 2 日とするが、必要に応じて貯留日数を考慮すること。

注 3) 再利用対象物の保管場所の面積は貯留日数を 3 日分として表示したが、必要に応じて貯留日数を考慮すること。

注 4) その他特殊な事情がある場合は別途考慮すること。

(別表 3)

再利用対象物の種類		保管方法等
紙製廃棄物等	○ A 紙	* 風雨、湿気などにさらされないよう 手段を講ずること。
	新聞紙	
	雑誌	
	ダンボール	
	雑がみ	
	シュレッダー	
金属製廃棄物等	アルミ製、スチール製缶等	* 袋又は簡易な容器等 * 法令に定めのある場合は、これを遵守すること。
ガラス製廃棄物等	びん(無色)	* 袋又は簡易な容器等 * 色ごとに分別すること。 * 法令に定めのある場合は、これを遵守すること。
	びん(茶色)	
	びん(その他)	
プラスチック製廃棄物等	飲料容器、食品トレイ等	* 袋又は簡易な容器等 * 法令に定めのある場合は、これを遵守すること。
生ごみ等	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における食品廃棄物等	* 袋又は簡易な容器等
その他の廃棄物等		* 袋又は簡易な容器等 * 法令に定めのある場合は、これを遵守すること。